

## 令和8年度新地の海の幸を活かした交流促進事業業務委託に係るプロポーザル募集要領

※本プロポーザルは、令和8年度新地町一般会計予算の成立を前提として実施するものです。当該事業に係る予算が議決されなかった場合、または減額等により事業の実施が困難となった場合は、本プロポーザルを中止し、契約は行いません。なお、それに伴う提案書作成等に係る費用は応募者の負担とします。

### 1. 業務委託の名称

新地の海の幸を活かした交流促進事業業務

### 2. 業務の目的

既存のご当地レシピを核として、町内外での試食・体験機会を創出し、次を達成することを目的とする。

- (1) 家庭での調理機会（再調理・リピート）の創出
- (2) ご当地レシピの認知度向上
- (3) 交流人口の拡大および地域の魅力発信

### 3. 業務の期間

契約締結の日から令和9年1月8日まで

※契約締結日は、優先交渉権者決定後、町と協議の上定める。

### 4. 予算限度額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6, 160千円

### 5. 業務の内容等

別添「業務委託仕様書」のとおり

### 6. 参加資格

この手続きに参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。令和7年度新地町入札参加資格者以外の者は、別紙提出書類一覧表に記載のある必要書類を提出すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7年度新地町入札参加資格者の場合、公募開始日から契約締結日までの間に、工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和63年12月25日制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。

- (4) 新地町の締結する契約等に係る暴力団等排除措置要綱（平成 22 年 6 月 1 日制定）の規定に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと、又は同要綱に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 当該業務の円滑かつ適正な遂行が可能な実施体制を備えていること。

## 7. スケジュール

### (1) 質疑

- ア 提出期限 令和 8 年 4 月 2 日(木) 午後 3 時まで
- イ 提出書類 様式 4
- ウ 提出方法 メールまたは FAX のいずれか ※担当者に着信確認をすること。

※質疑に対する回答は、質問者へ電子メールにより通知するとともに、町のホームページで公表する。回答内容は本募集要領及び仕様書の補足として扱う。

※質疑の内容によっては、個別事業者名が特定されない形で共有する。

### (2) 参加表明書の提出について

参加申込にあたっては以下のとおりとし、書類による審査のうえ審査結果を通知する。

- ア 提出期限 令和 8 年 4 月 1 0 日(金) 午後 5 時まで
- イ 提出書類 別紙提出書類一覧表のとおり
- ウ 提出方法 郵送または持参
- エ 提出先 項目 1 1 の提出先とする

### (3) 参加資格結果の通知

令和 8 年 4 月 1 4 日(火)

※審査結果を参加申込者宛てに、電子メールで通知する。

### (4) 企画提案書の提出について

- ア 提出期限 令和 8 年 4 月 2 2 日(水) 午後 5 時まで
- イ 提出書類 別紙提出書類一覧表のとおり
- ウ 提出部数 5 部（正本 1 部、副本 4 部）
- エ 提出方法 郵送または持参
- オ 提出先 項目 1 1 の提出先とする

### (5) 審査会（プレゼンテーション・ヒアリング）の実施

令和 8 年 4 月 2 8 日(火)（※予定）

### (6) 結果の通知

令和 8 年 5 月上旬

※選定結果を提案者全員に対し、電子メールで通知する。

## 8. 企画提案の審査

### (1) 審査方法

企画提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査会による評価を行う。  
審査項目及び審査基準は項目9のとおり。

### (2) 審査会の実施

#### ① 開催日

令和8年4月28日（火）※時間や会場の詳細は別途通知する。

#### ② プレゼンテーションの所要時間

20分以内の説明と10分程度の質疑を実施します。

#### ③ プレゼンテーションにあたっての留意点

- ・プレゼンテーションの進行は企画提案者が行うこととし、出席人数は1事業者につき3名以内とする。
- ・プレゼンテーションは事前に提出した企画提案書に基づく説明を基本とし、新たな資料の追加等は行わないこと。

※審査会の実施方法について変更があった場合、別途、企画提案者へ通知します。

## 9. 審査項目及び審査基準

項 目		配 点
1 業務遂行能力等		
実施体制	・業務遂行能力があるか ・業務を実施する上で十分な体制であるか。	10
スケジュール	・具体的かつ無理のないスケジュールとなっているか	10
業務実績	・本業務と類似の業務の受注実績若しくは特筆すべき業務成果があるか	10
2 企画提案内容		
実施方針（業務理解）	・本事業の目的や業務内容を理解しているか ・意欲的な提案となっているか	15
企画提案（実現性）	・具体的で実現性の高い提案となっているか ・会場条件や季節・食材調達等を踏まえた運用上の工夫や、衛生・安全への対応は適切か ・本町の特性を生かした提案となっているか	15
企画提案（企画性）	・既存のレシピを核として、新地町の魅力が伝わる企画内容（見せ方・伝え方・ストーリーなど）となっているか。 ・各取組が連動し、認知拡大と家庭での再調理につながる導線・周知方法が具体的に提案されているか。	20

	・出演者等（インフルエンサー等）を活用した集客、情報発信の具体性（実施内容や発信計画など）が示されているか。	5
企画提案（経済性）	・事業経費は適切で、提案内容に対して費用対効果が見込めるか。	10
企画提案（独創性）	・有効かつ独自の視点に立った工夫（伝え方、体験設計、周知手法等）が提案されているか。	5
合 計		100

## 10. 留意事項

- （1）応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- （2）提出された提案書は返却しない。
- （3）提出期限後の提案書の提出や追加、差し替え等は認めない。
- （4）採用された提案については、協議の上、一部を変更する場合がある。
- （5）企画提案は、1者につき1提案とする。
- （6）提案者が1者の場合でも、審査は行う。
- （7）提案の無効

次のいずれかに該当する場合、提案は無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出された場合

イ 提出書類に不足がある場合（軽微なものを除き、町が補正を認めない場合を含む）

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合

エ 見積額が予算限度額を超える場合

オ その他、公正な審査の遂行を妨げる行為があった場合

- （8）優先交渉権者との協議が整わない場合、町は次順位者と協議を行うことができる。
- （9）選定結果の公表範囲（事業者名、点数等）は町の取扱いによる。

## 11. 連絡先・書類の提出先

新地町役場産業振興課商工観光係

〒979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田 30

TEL 0244-62-2194

FAX 0244-62-4043

E-mail kanko@town.shinchi.lg.jp